

長野市地域公共交通会議規約の改正について

〈協議事項〉

県関係委員を増員するために規約の改正を実施するもの

経緯等

当会議の県関係委員は、規約第 3 第 2 項で「長野県知事又はその指名する者」と定めており、現在は県交通政策課の課長が委員となっている。

令和 6 年度～令和 10 年度を計画期間としている「長野県地域公共交通計画」では、10 広域圏ごとの地域編が作成され、各地域振興局長を会長とする地域部会が主体となって、各広域圏の公共交通維持確保に向けた取り組みを開始している。

このため、当市の交通行政推進に当たっては、これまで以上に地域振興局との連携が必要となり、県からも地域振興局からの委員就任について依頼があったことから、必要となる規約の改正を実施するもの

改正内容

現行の規約第 3 では「交通会議は、委員 18 人以内で組織する。」と定めていることから、「交通会議は、委員 19 人以内で組織する。」と改める。

改正施行日

令和 7 年 5 月 16 日

就任委員

県関係委員として、現在の県交通政策課の課長に加え、長野県知事の指名があった、次の委員が就任することとしたい。

長野地域振興局 企画振興課長 和田和美 氏